リスク分担表

(1) 責任及びリスク分担の考え方

事業者が実施する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生 するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を 負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として本表及び基本協定によることとします。本表 及び基本協定に示されていない事項については、双方の協議により定めることとしま す。

段階	リスクの種類		番号	リスクの内容	市	事業者
共通	募集資料リスク		1	募集要項の誤り又は内容の変更に関す	0	
				るもの)	
	応募リスク 資金調達リスク		2	応募費用及び応募図書作成等に関する		\circ
				もの		
			3	応募図書の取扱いに関するもの	\circ	
			4	必要な資金の確保に関するもの		\circ
	基本協定締結リスク**1		5	事業者と基本協定が結べない又は協定	0	0
				締結手続きに時間がかかる場合		O
		法制度リスク※2	6	法制度の新設・変更に関するもの		\bigcirc
		1 3430 nl ll 7 /7	7	許認可の遅延に関するもの	0	
	制度関		1	(市で取得するもの)	0	
	連リス		8	許認可の遅延に関するもの		
	ク			(市で取得するもの以外)		0
		税制度リスク	9	一般的な税制変更(新税含む)に関す		
				るもの		0
			10	地中障害物や土壌汚染に関するもの	0	
				事業者が行う業務に起因する有害物質		
		環境問題リスク		の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒		
	社会リ		11	音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質		0
	第三者賠償リスク			汚濁、光、臭気に関するもの		
		第三者賠償リス	12	事業者が施工した工事や施設運営によ		
				り第三者に損害を与えた場合		0
		10	市が整備した施設の瑕疵により第三者	0		
			13	に損害を与えた場合		
	債務不 履行リ スク	事業者の責めによるもの	14	事業者の基本協定内容の不履行		
						0
			15	事業者の運営放棄、破綻によるもの及		
				び無許可での事業者の変更		0
			16	事業者の責めにより最終期限日までに		0
				工事が完成せず契約解除に至った場合		\cup
		市の責めによる	17	市の基本協定内容の不履行		
		もの			\circ	

				地震・火災・国大宝・次端・スの地大		
	不可抗力リスク**3金利リスク物価リスク		18	地震、火災、風水害、盗難、その他本		
				市の責に帰すことの出来ない事由によ		\circ
				って事業者が被った損害		
			19	金利の変動		0
			20	物価の変動		0
	運営の中止・	市の責めによる もの	21	市の責任による遅延・中止	\circ	
	延期リ	事業者の責めに	22	事業者の責任による遅延・中止		0
	スク	よるもの	23	事業者の運営放棄・破綻		0
計画	⇒l . :	発注者責任リスク ク	24	事業者の発注による工事請負契約の内		0
段階				容及びその変更に関するもの		
		測量・調査リスク	25	事業者の実施による測量・調査に関す		0
				るもの		O
	計画・		26	地質障害、地中障害物により新たに必		
	設計リ			要となった費用の負担及び工期の延長		0
	スク	設計リスク	27	市の条件提示や指示の不備・変更によ		
				るもの	\circ	
			28	事業者、請負会社による指示、判断の		
				不備によるもの		\circ
建設		工事遅延リスク	29	工事開始後、市の要求による設計変更		
段階	建設リスク			等により、工事が契約に定める工期よ	\circ	
4×14				り遅延する又は完工しない場合		
			30	事業者の責めにより、工事が契約に定		
				める工期より遅延する又は完工しない		\circ
				場合		Ü
		工事監理リスク	31	事業者の工事監理に関するもの		0
		性能リスク	32	事業者が行う工事の施工不良によるも		
				Ø		0
		工事費増大リスク	33	工事完了後の市の指示に起因する工事	_	
				費の増大	\circ	
			34	上記以外の工事費の増大		0
		施設損傷リスク	35	使用前に工事目的物や材料他、関連工		
				事に関して生じた損害		\circ
運営	維持管 理リス ク	施設瑕疵リスク	36	事業者の施設に関する瑕疵担保責任		0
段階			37	上記以外の公園施設に関する瑕疵担保		
7/1/1				責任	\circ	
		施設損傷リスク	38	事故・火災等による施設の損傷。施設		
				の劣化に対して、事業者が適切な維持		
				管理業務を実施しなかったことに起因		\circ
				するもの		
			39	第三者(本件施設の利用者を含む)に		
				よる施設の損傷		\bigcirc
	運営リ スク	利用者トラブルリスク	40	事業者の事業区域内及びそれに起因す		
				る利用者や周辺住民等からの苦情及び		\bigcirc
				利用者間のトラブルへの対処		\circ
	j			173/137日 円マスコーノーノー/マーマノス) 次と		

		需要変動リスク	41	当初の需要見込みより下回った状況に よる損害		0
	原状回復リスク		42	事業者の責による管理許可の取消に伴		0
				う許可スペースの原状回復に関するも の		
運営 期間 終了	原状回復リスク		43	事業区域内の原状回復に関するもの		0
	移管手続きリスク*4		44	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に		0
				関するもの		
			45	無償譲渡に伴う税負担等に関するもの		0

※1 基本協定締結リスク

協定が締結できない場合は、それまでに市、事業者各々にかかった費用は各々が負担するものとします。

※2 法制度リスク

都市公園法その他法令等の規定やその変更により、市が許可を更新しない場合でも、事業者は市に補償や損害賠償を請求することはできません。

※3 不可抗力リスク

- ・公園が復旧困難な被害を受けた場合は、市は、事業者に対して当該施設等に関する業務 の全部の停止を命じることがあります。
- ・上記による業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、事業者は市に補償を請求することはできません。

※4 移管手続きリスク

事業者の施設を運営期間終了後、市に無償譲渡する場合を想定しています。

【その他注意事項】

- ・天災等により公園が使用できなくなった場合は、使用料の一部については、還付の対象 となることがあります。
- ・市が管理する公園の管理・運営業務(定期的な点検等)に伴い、事業者の運営に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、事業者は市に補償を請求することはできません。